

幸区区民会議の組織・運営に関する考え方

項目	幸区区民会議要綱の考え方	幸区区民会議の運営の考え方など	主な委員からのご意見・参与からのご助言・パブリックコメント等
1. 趣旨	区長が定めます。 主に、幸区区民会議に関する組織について規定します。 (委員(推薦団体や公募、再任規定)・会議の運営・専門部会・庶務)	区民会議の委員長が区民会議に諮り、要領等の形で定めることとなります。 要領等は、効率的かつ自律的な運営を確保するため、組織に関する以外の多くを規定し、任期ごとにこれを定めることとなります。	
2. 課題の把握		地域社会の課題等については、委員及び区民からの意見並びに区役所業務を通じて把握していきます。 課題の選定は少人数の集まり(世話人会)による方法もあると考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民個人の貴重な課題提案をどう吸い上げていくのか。(参与) ・委員でも個人の発想から出てくるものもあり意見を言える方が良い(委員) ・個人でも提案可能とする。但し協働の視点優先(委員) ・課題の選定は少人数の選定委員会(委員) ・個人や少人数で出された課題提案でも、専門部会でよく検討し選定する。全体の3割をこういった少数意見から(委員)
3. 調査審議		全会一致を原則と考えます。(但し、審議の有効性を担保するため委員長が会議に諮り、別の方法で決めることも可能と考えられます。) 審議の結論が出ないまま、委員の任期が切れてしまう場合には、継続して次の区民会議委員につなげます。	
4. 委員	委員の推薦団体の選任は区長が行います。 地域社会の課題等の変化に応じて団体を変更できます。	推薦団体の変更・選定に関して、区長は区民会議に説明するものとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数や選出分野、公募人数、区長の推薦の取り扱いについては、今回の行政提案のものでよいと思う(委員)
5. 団体推薦委員	推薦する委員は、その団体に所属しているものとし、団体はすみやかに委員の選任を行うものとします。 団体側から委員の変更を申し出られるようにします。		<ul style="list-style-type: none"> ・世代バランスをとるには、対象団体での調整はもちろんのこと、団体の選定にも活かすべき(委員) ・性別、世代、地域のバランスを考慮し、女性委員を35%以上登用するように(委員)
6. 公募委員ほか	区長が別途要領を定めます。 幸区区民会議委員公募要領 幸区区民会議公募委員選考委員会設置要領 区長が、性別・世代・地域バランスを考慮して、委員を選任することを可能とします。(区長推薦)		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代の参加促進、最低4人は必要、分野年齢等の枠組みを設けてはどうか。(委員) ・公募の人に対し、課題等の理解について行政側でサポートをしっかりとしてほしい。(委員)
7. 再任	委員の固定化によるマンネリ化を防ぐ目的で、委員の再任回数を2回とします。		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代からの委員の参加がのぞましい(委員) ・委員の再選は1回までとすべき(パブリックコメント) ・多くの人に参加の機会を与えるべき(パブリックコメント)
8. 会議運営	委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとします。 委員長又は副委員長が欠員となった場合は、これを補うものとします。	会議回数や開催日時等は、委員長が委員に諮り、決めるものとします。 会議の運営について、事前に調整する際には、少人数の集まり(世話人会)により行うのが適切と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会を開催することを考えると、3～4回が適当(委員) ・会議の実効性を上げるため、2月に1回ぐらいの開催(委員) ・区政推進会議と同様に年3回程度にし、専門部会をその間に実施する。女性登用のために夜間の開催は避ける(委員)

項目	幸区区民会議要綱の考え方	幸区区民会議運営の考え方など	主な委員からのご意見・参与からのご助言・パブリックコメント等
9 . 専門部会	<p>専門部会の設置は、委員長が区民会議に諮り、決定するものとします。</p> <p>設置決定の際には、併せて、調査検討の内容や構成する委員のほか、開催する頻度や結果を報告する時期等を決定するものとします。</p>	<p>関係者の出席や開催日時その他の運営事項は、専門部会にて決定するものと考えます。</p> <p>関係者は委員ではないため、調査検討の際には、説明や意見にとどまるものと考えます。</p> <p>審議の結論が出ないまま、委員の任期が切れてしまう場合には、部会長は区民会議に審議状況を報告し、その取り扱いについて検討することも考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の問題は色々あるが、ある程度の人数は必要だと思う。設置はしたほうがいい(委員) ・専門部会の役割は、課題解決策の検討を主とし、その結果を全体会議に報告するものとする。(議長) ・専門部会と区民会議の連携が重要な役割をもつ。専門部会関係者の区民会議への出席(パブリックコメント)
10 . 庶務	<p>広く区民の参加を推し進めるため、区長に区民会議の制度や審議結果、取組状況について、情報発信の責務を求めるものとします。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議の区民への周知・広報に努める。わかりやすい内容の広報をし、市政だよりやITの活用に努める。(委員) ・区民会議委員、区民、区役所から出された提案事項についての情報公開の推進(委員)